

学校いじめ防止基本方針

北島町立北島小学校
2024. 6

1 はじめに

本校では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等の対策に関し、基本理念を定め、責務を明らかにし、並びに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的」（「いじめ防止対策推進法」を参考とする）として、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校では、次のように「いじめ」をとらえ、最重要課題の一つとして考えている。

いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（文部科学省）より

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たって

本校の学校いじめ防止基本方針が有効に機能するように、今後、検討する段階から保護者や地域、関係機関等の参画を得られるよう、これらの関係者と連携し、協議を重ねながら具体的ないじめ防止、早期発見・対応に努める。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加ができるように配慮する。

2 いじめ防止等に関する基本理念

本校では、いじめを防止するために、次の3点を基本理念としている。

- (1) いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた児童等の生命、及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等に関する教職員の基本的な考え方

いじめ防止等に関して、次のように6点の基本的な考え方を、全教職員が共有している。

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、また、被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- (6) いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

4 いじめの防止等の対策のための校内組織

(1) 校内委員会の組織

本校では、いじめ防止等の対策のための組織的な取り組みを推進するために、「校内委員会」（定期開催は月1回、緊急開催は随時）を組織し、教職員全体の共通理解を目的として協働し、学校全体での取り組みを行う。また、職員会等においては、全教職員による、点検・評価・改善を行うことにしている。また、重大ないじめの事案が発生した場合には、関係児童、保護者、関係機関との連携を図り、いじめ問題の早期解決を図る。

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任、人権教育主事、特別支援教育コーディネーター、学校医、当該児童に関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

② 役割

ア いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

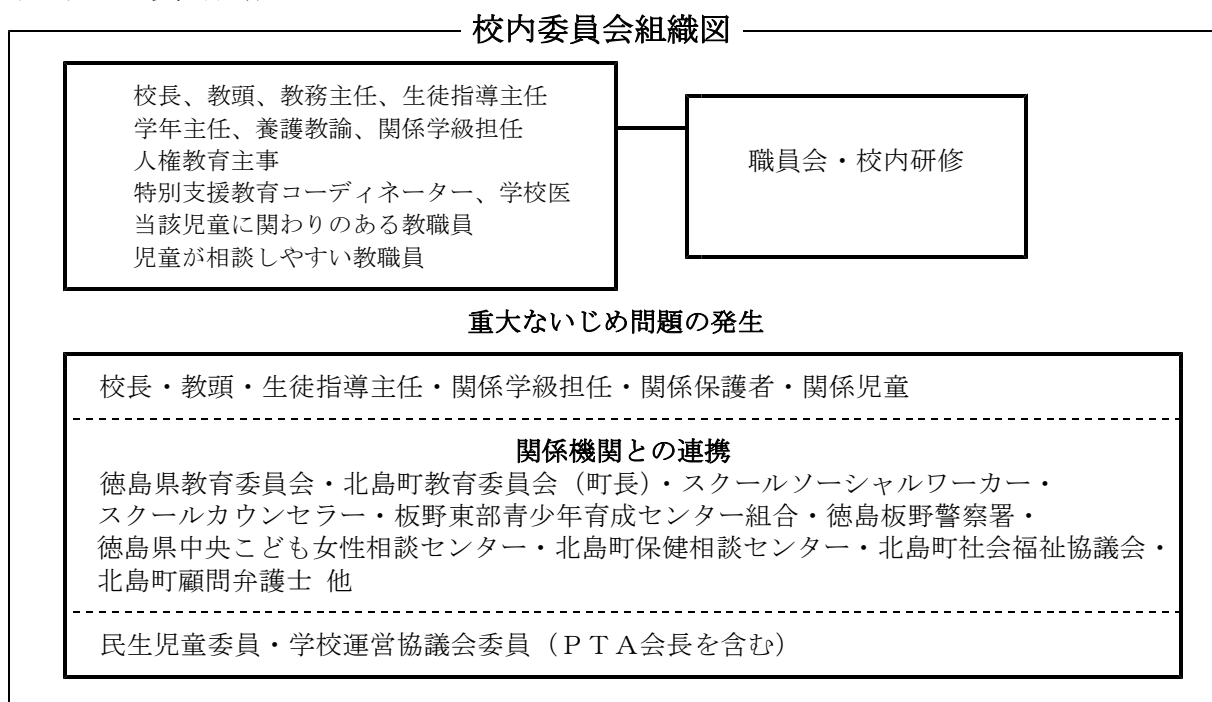
イ 毎月定期的に「いじめ問題」防止にむけての共通理解を図る。

ウ 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

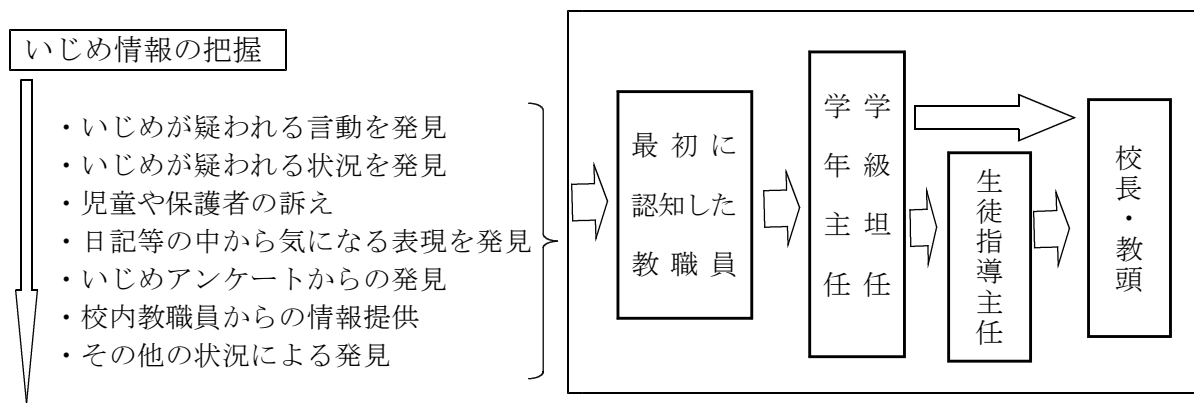
エ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、児童や保護者、当該児童の在籍する学級への組織的な指導や支援の体制・対応方針の決定と、家庭や地域・関係各諸機関との連携を行う。

オ 再発を防止するために、原因の究明を行い、再発防止策を策定する。

(2) 校内委員会組織図



(3) いじめを認知した場合の対応



対応チーム編成 = 臨時校内委員会の立ち上げ

校長・教頭・教務主任、生徒指導主任・学年主任・養護教諭・関係学級担任
 人権教育主事、特別支援教育コーディネーター、学校医、
 当該児童に関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員
 ※ 構成員は、実態や対応するケースに応じて柔軟に対応する。

対応方針の決定及び役割分担

- ① 情報の収集・整理・分析
- ② 初期対応の方針と解決方法の共有
- ③ 役割分担
 - 被害者、加害者、周辺児童、関係者等からの聞き取りと支援・指導担当
 - 保護者への対応担当、関係機関への対応担当
 - 総括・整理・記録担当

事実の究明と支援・指導 ※ 構成員は、実態や対応するケースに応じて柔軟に対応する。

- ① いじめの事実（いつ、だれが、何を、どのようにしたか。きっかけは何か。等）の把握。事実に基づく聞き取りは、公平・公正・正確を期して行う。
- ② 複数の教職員で、確認しながら聞き取りを進める。情報提供者については、秘密を守る。
- ③ 個別の事実確認と並行して、学級の生活が落ち着いてできるよう、補教担当者を置く。

いじめ被害者、加害者、周囲児童への指導

- ① いじめ被害者への対応
 - ・徹底して被害者の立場に立ち、共感的に寄り添い、親身になって相談に乗る。
 - ・安心感をもち、自己肯定感を回復できるように仲間づくりや活動を支援する。
- ② いじめ加害者への指導・対応
 - ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
 - ・被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
 - ・いじめてもよい理由などない、いじめる側に全面的に責任があることを納得させる。
 - ・自分はどうすべきだったのか、今後、どうしていくのかを考え、反省させる。
- ③ 学級・学年での指導と学校全体での指導
 - ・いじめは、学級や学年、学校全体の問題としてとらえる。いじめを知っていて、何もしないことは、加害者に荷担し、いじめをしているのと同様であることを知らせる。
 - ・常に「早期対応」「再発防止」をめざすとともに、精密な指導記録を取り、以降の指導に生かす。

5 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談の内容により、指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (4) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

6 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 学校教育全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の豊かな感受性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる温かい心を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を一人一人に培う。
- ③ すべての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業について行けない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人一人を大切にしながら分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、だれかに相談したりするなどストレスに適切に対処する力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用観が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 特別の教科道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。道徳の各学年の年間計画作成にあたっては、いじめに視点を当てた指導ができるように配慮する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を保護者に周知し、理解を得るよう努める。その際には、学年当初に基本方針を配付したり、ホームページで公表したりする。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

7 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 年間を通じて始業式等各行事（PTA総会、授業参観日、学級懇談、個人懇談、家庭教育学級等）において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 児童の小さい変化にも目を配り、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。いじめを認知した場合は、教職員が情報交換を行い、速やかに北島町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を毎月(学期に1回は詳しい内容を)実施する。また、丁寧な聞き取りにより実態を把握したり、「個別面談」、「日記や連絡帳」から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かくとらえたりし、いじめの認知、協議については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的・総合的に判断し対応する。
- (4) いじめは、いじめられているという事実を、児童が隠そうとすることがある。このことを念頭において、家庭でもいじめ問題への関心をもってもらい、小さい変化やいじめと考えられる兆候を見逃さないよう、保護者からの情報提供を促す。
- (5) いじめの把握にあたっては、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、学校内の専門家との連携に努める。
特にけんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (6) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密にする。
- (7) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (8) いじめについて訴えや情報があったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (9) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配付するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

8 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があったときは、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 校内委員会において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ 被害児童、加害児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) 被害児童、保護者への支援

- ① 被害児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② 被害児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) 加害児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② 被害児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。

- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに北島町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

9 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ○ 児童が自殺を企画した場合 | ○ 児童が身体に重大な障害を負った場合 |
| ○ 児童の金品等に重大な損害を被った場合 | ○ 児童が精神性の疾患を発症した場合 |

(2) 重大事態への対処の仕方

- ① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対処する。
- ② 重大な事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

(3) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

(4) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。また、事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、実施することが望ましいと判断した場合は、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を

開催する。

マスコミ対応が必要となった場合、情報の窓口は校長に一元化する。他の職員は、マスコミからの取材を受けても「時期をみて、校長がきちんと会見に応じます」と伝える。

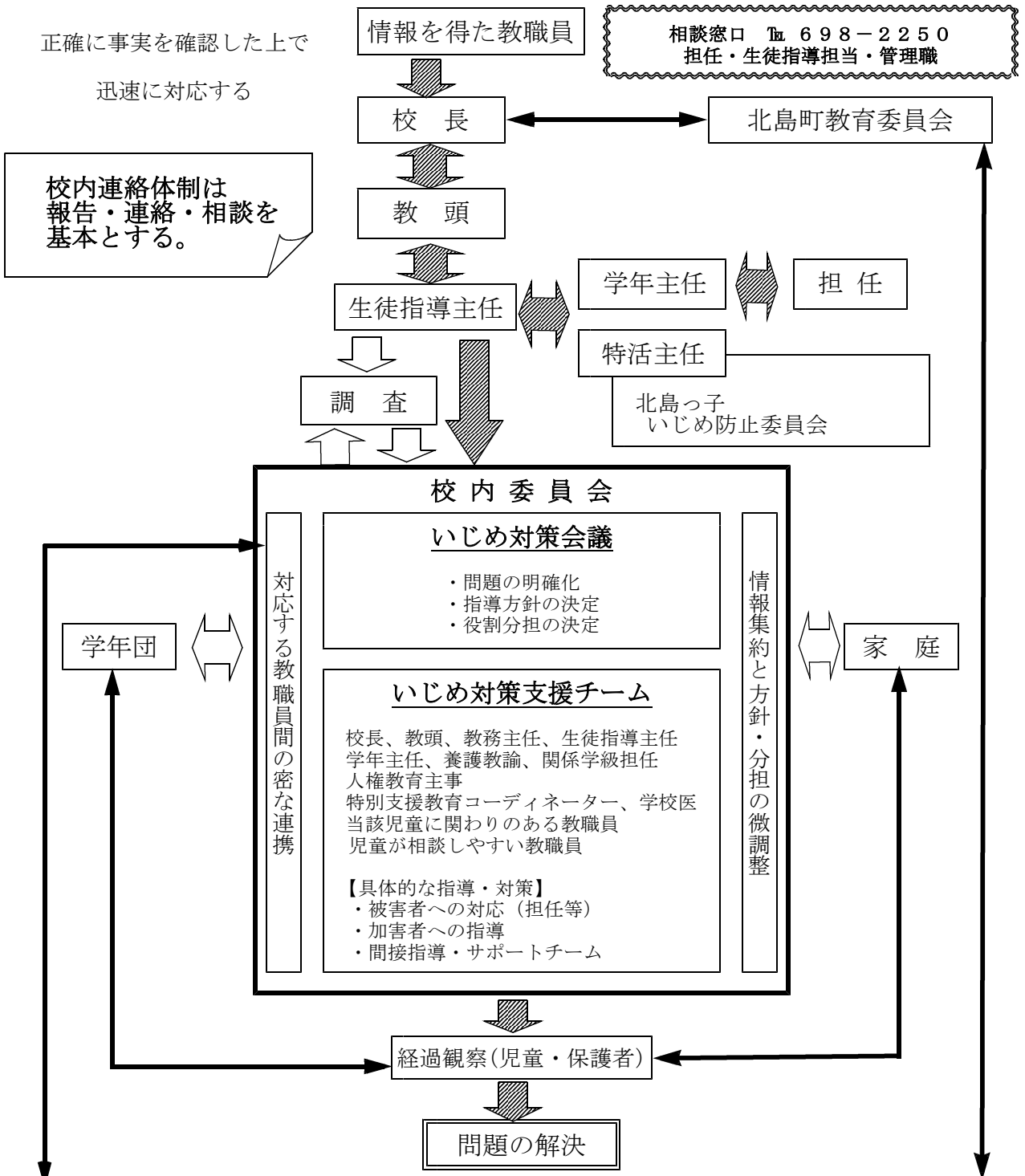
11 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、職員会議等により、定期的な情報交換と教職員評価、学校評価等を行い、いじめ問題の予防及び、早期発見、早期対応を図る。
- (2) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (3) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

いじめ対応の全体構想図（北島小学校）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているもの」

学校・家庭・地域からの児童に関する気になる情報



関係機関との連携

徳島県教育委員会・北島町教育委員会（町長）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・板野東部青少年育成センター組合・徳島板野警察署・徳島県中央こども女性相談センター・北島町保健相談センター・北島町社会福祉協議会・北島町顧問弁護士・PTA会長・民生児童委員・学校運営協議会委員（PTA会長を含む）

12 年間計画（いじめ防止プログラム）

（1）年間目標

- ・いじめは、どの子供でもどの子供にも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・教職員や児童が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、児童の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・児童との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことにより、いじめの早期発見を図る。
- ・学習指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

（2）年間計画

	内 容	対 象 者	担 当
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の共通理解 ・指導体制や指導計画の公表・通知 ・始業式 ・入学式 ・地方別児童会 ・PTA総会 ・1年生を迎える会 ・きみのことおしえてシート ・家庭訪問 ・児童理解職員会 	教職員 教職員・児童・保護者・地域住民 児童 新入生・新入生保護者 児童 保護者 児童 児童 児童・保護者 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 1年生学年主任 各担当教職員 教頭・教務主任 集会委員会担当 生徒指導主任 教務主任・担任 生徒指導主任
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩遠足（校外学習） ・きみのことおしえてシート ・児童理解職員会 ・運動会 	児童 児童 教職員 児童・保護者	学年主任 生徒指導主任 生徒指導主任 教頭・体育主任
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUアンケート ・あいさつ運動の方との対面式 ・学校運営協議会 ・きみのことおしえてシート ・いじめに関する校内研修 ・児童理解職員会 	児童 児童・地域住民 教職員・地域住民 児童 教職員 教職員	教務主任 教頭 校長・教頭 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・なかよしアンケート ・きみのことおしえてシート ・児童理解職員会 ・終業式 ・個人懇談 	保護者 児童 児童 教職員 児童 保護者	教頭 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 学年主任

8月	<ul style="list-style-type: none"> ・登校日 ・始業式 ・児童理解職員会 	児童 児童 教職員	学年主任 生徒指導主任 生徒指導主任
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・きみのことおしえてシート ・児童理解職員会 	児童 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・きみのことおしえてシート ・児童理解職員会 ・修学旅行 ・バス遠足 	児童 教職員 児童（6年生） 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 学年主任 学年主任
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・きみのことおしえてシート ・Q Uアンケート ・人権授業参観日 ・学校運営協議会 ・人権集会 ・町人権作品展 ・児童理解職員会 ・宿泊学習 	児童 児童 児童・保護者 教職員・地域住民 児童 児童・保護者・地域住民 教職員 児童（5年生）	生徒指導主任 教務主任 学年主任 校長・教頭 集会委員会担当 学年主任 生徒指導主任 学年主任
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・きみのことおしえてシート ・なかよしアンケート ・個人懇談 ・児童理解職員会 ・終業式 	児童 児童 保護者 教職員 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・きみのことおしえてシート ・児童理解職員会 	児童 児童 教職員	生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・きみのことおしえてシート ・児童理解職員会 	教職員・地域住民 児童 教職員	校長・教頭 生徒指導主任 生徒指導主任
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯安全教室 ・6年生を送る会 ・きみのことおしえてシート ・なかよしアンケート ・児童理解職員会 ・修了式 	児童（6年生） 児童 児童 教職員 児童 児童	学年主任 集会委員会担当 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任

重大事態への対応マニュアル（北島小学校）

☆ いじめ事案の発生

（１）組織の構成

①校内委員会

調査組織の構成（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任、人権教育主事、特別支援教育コーディネーター、学校医、当該児童に関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員）

②外部人材を加えた組織

調査組織の構成（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー）

（２）マスコミ対応

→窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：校長）



I 重大事態の発生（疑いを含む）



II 北島町教育委員会に報告する

→主体者（学校または教育委員会）の判断・決定



III 重大事態の調査組織を設置する（学校が主体となった場合）

（１）公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

（２）被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。

（３）次のア又はイのどちらが調査主体になるかを決定する。

ア…校内委員会に適切な専門家を加えた調査組織

イ…調査を行うための第三者組織

（北島町教育委員会・板野東部青少年育成センター組合・徳島板野警察署・徳島県中央こども女性相談センター・北島町保健相談センター・北島町社会福祉協議会・北島町顧問弁護士・民生児童委員・学校運営協議会委員（PTA会長を含む））



IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

（１）調査前に被害児童・保護者に①から⑥を説明する。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。

（２）加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。



V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- (1) いじめの事実関係を明確にする。
因果関係の特定でなく、客観的な事実関係を調査する。
- (2) 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。
その際には「背景調査の指針」（文部科学省）を参照する。
- (3) 次の①から④のを行う。
 - ①文書情報の整理
 - ②アンケート調査の実施
「背景調査の指針」の4詳細調査の実施 P 17 を参照
 - ③聞き取り調査の実施
「背景調査の指針」の4詳細調査の実施 P 18 を参照
その際には時系列にまとめて分析する。
 - ④情報の整理
「背景調査の指針」の4詳細調査の実施 P 19 を参照



VI 調査結果を北島町教育委員会（町長）に報告する



VII 調査結果を基に必要な措置を講じる

- (1) 被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
因果関係の特定でなく、客観的な事実関係を調査する。
- (2) 被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- (3) 再発防止策を検討する。
「背景調査の指針」の4詳細調査の実施 P 20 を参照
報告書のとりまとめをする。
「背景調査の指針」の4詳細調査の実施 P 20 を参照